

# 農業分野の技能実習制度と高知で働く フィリピン先住民の関係性

森谷裕美子

## はじめに

日本では今、人手不足が深刻化するなか、約32万5千人の外国人技能実習生が日本の産業や経済、地域社会を共に支える一員として働いている<sup>(1)</sup>。しかし、現行の制度には問題も多く、技能実習の本来の目的が「技能移転による国際貢献」にあるにも拘わらず、一部で安い労働力の確保に利用されているという実態があり、特に実習期間中は転籍ができないことからパワハラやセクハラ、いじめ等の人権侵害に遭っても声を上げにくく、実習先から失踪してしまう事例も少なくないという。また、残業時間の不適正や割増賃金の不払い、契約賃金違反などといった労働賃金に対する不満からの失踪や、実習が終わっても日本で働き続けるため失踪して不法就労をする者も多く<sup>(2)</sup>、失踪者の数は増加傾向にあり2022年では9006人だった<sup>(3)</sup>。このような状況に対し「技能実習制度は人権侵害である」との国際的な指摘もあり<sup>(4)</sup>、日本政府は、これを改善すべく2022年11月に「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を設置した。その「最終報告書」が2023年11月に公表されたが、それによると、今回の見直しに当たっては実習生の「人権保護」「キャリアアップ」「安全安心・共生社会」に重点を置き、「国際貢献」を目的とした現行の技能実習制度を発展的に解消、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設することとし、転籍については「やむを得ない事情がある場合」の範囲を拡大・明確化し、手続きを柔軟化する。また、国内人材を確保するのが難しい産業分野において専門性や技能を持つ外国人材を受け入れ人員を充足するために創設した特定技能制度は存続とし、その支援体制の整備を図るという<sup>(5)</sup>。しかし、実習生が日本の人手不足を補う労働力になっている事実を否めず、こうした見直しに対して、彼らを受け入れる現場からは「実習生の受け入れには多額の初期費用がかかるため転籍のリスクがあれば中小企業は手が出せない」とか「せっかく仕事を覚えた実習生が都会に流出してしまうことになる」といった懸念が見られるのも事実である。

そこで本稿では、技能実習制度の見直しに当たっての基本的な考え方に沿い、本制度が「国際的にも理解を得られ、我が国が外国人材に選ばれる国になる」には、日本で働く外国人労働者とそれを雇用する側とにどのような関係性が必要かに焦点

を当て、JICAが2019年に「技能実習生等を送り出す途上国の農村」と「技能実習生等を受け入れる日本の地域」が共存するモデルの構築に向け主催した「農業分野の外国人材の受け入れ×ODA」を考えるフォーラムのなかで紹介された、フィリピンの先住民を長年、農業技能実習生として受け入れてきた高知の事例をとりあげ、フォーラムで提唱された「一過性ではなく地域社会を担う可能性ある人材として外国人材を受け入れる日本・途上国・事業参加者3者の「トリプルウィン農村事業」のあり方を考える。なお、ここでいうトリプルウィン事業とは、国際協力、国際交流、人の移動を通して日本、途上国、事業参加者の3者全てのエンパワーメントを実現することを目的とするものであり、その事業の骨子は、日本と途上国の農村との継続的な地域間協力の構築、技術協力と国際交流の融合、農業を中心としながらも自治体、学校、NPOなどの幅広い地域コミュニティの参画とを推奨するものである<sup>(6)</sup>。

## 1 農業分野における外国人技能実習制度と実習生の動向

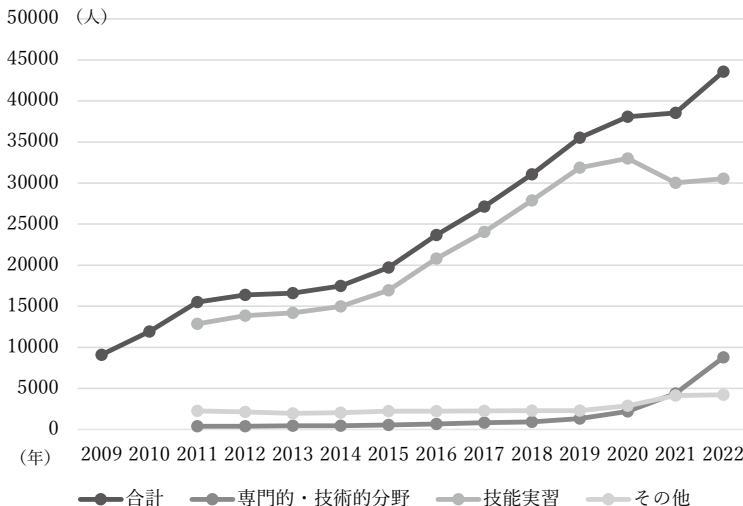
### (1) 外国人技能実習制度

技能実習の状況に関する2022年度の統計によると、技能実習計画認定件数の職種別では建設関係が最も多く(21.9%)、次いで食品製造関係(19.0%)、機械・金属関係(14.4%)、農業関係(8.1%)の順であった。これを送出国別で見ると、ベトナム(50.6%)、インドネシア(17.4%)、フィリピン(9.0%)、中国(7.4%)、ミャンマー(6.1%)の順に多く、都道府県別では愛知(9.3%)、大阪府(5.3%)、茨城県(4.5%)、千葉県(4.3%)、広島県(3.9%)の順となっていた。これについて農業関係に絞ると、送出国別ではベトナム(35%)、インドネシア(22%)、フィリピン(11%)、中国(10%)、ミャンマー(4%)の順で技能実習計画認定件数が多く、これを、それぞれの国の技能実習に占める農業関係の職種の割合で見ると、中国(11.0%)、インドネシア(10.1%)、フィリピン(9.8%)、ベトナム(5.6%)、ミャンマー(5.5%)となっており、全体の割合とは相関関係にないことがわかる<sup>(7)</sup>。また都道府県別では茨城県(21.4%)、熊本県(10.3%)、北海道(6.7%)、千葉県(5.6%)、群馬県(4.5%)の順であった。

日本では、主に自営農業に従事している基幹的農業従事者の数が年々減少しており、2020年は136万3千人と、2015年と比べ22%減少した。また65歳以上の階層が全体の70%を占めており<sup>(8)</sup>、こうした農業従事者の減少と高齢化は日本の抱える深刻な課題の一つとされ、外国人材の受け入れに期待が寄せられている。農業分野における外国人労働者は、現行の技能実習に先立ち「研修」という在留資格ですでに受け入れがされており、1993年からは1年の「研修」を終え一定の技術を修得したものは、「特定活動」の中の「技能実習」としてさらに1年の滞在、1997年には2年の実習が認められるようになっていた。その後、2000年になって「技

能実習生」としての農業への受け入れが始まるが〔坪田 2018：138-139〕、景気の影響を受けて増減する他職種とは異なり、*covid-19* の影響を受けた年度を除けば、その数は着実に増加している（グラフ 1）。農業分野とは、具体的には耕種農業（施設園芸、畑作・野菜、果樹）と畜産農業（養豚、養鶏、酪農）の 2 職種 6 作業を指し、基礎的な技能等を効果的・効率的に修得する期間の技能実習 1 号（1 年）および 2 号（2 年）の 3 年間に加え、2017 年には応用段階の実習としての技能実習 3 号（2 年）が創設され、実習の最長期間は 5 年に延長された。ただし技能実習 1 号から 2 号へ移行する際には農業技能実習評価試験初級（実技試験、学科試験）に、2 号から 3 号に移行する際には農業技能実習評価試験専門級（実技試験）に合格することが必要である。しかしながら、全ての実習生が 5 年間実習を行うわけではなく、1 号および 2 号の 3 年間の受け入れを行うためには、通常実習生を通年雇用するための周年作ができることが必要であるため、周年作の困難な寒冷地では、一年以下の受け入れを毎年繰り返さざるを得ない。いっぽう太平洋側の温暖地では周年作が可能、あるいは農閑期が短いため、3 年の受け入れが中心となっているという〔軍司 2017：50-53〕。さらに 2019 年には、農業でも「特定技能」での外国人材受け入れが可能となり、技能実習 2 号や 3 号での実習が終了すれば、試験なしで特定技能 1 号に移行することができるようになった。ここでは在留資格の更新によって最長 5 年の在留が認められ、技能実習と特定技能での在留を合わせることで、最長 10 年間滞在することも可能となった。しかし技能実習を経ずに特定技能の資格を取る場合には、技能水準を測る農業技能測定試験と日本語能力を測る試験（日本語能力試験 N4 以上または、国際交流基金日本語基礎テスト）に合格する必要がある。また、

グラフ 1 農業分野における外国人の労働者数の推移



（厚生労働省「外国人雇用状況」の届出をもとに筆者作成）

在留の上限のない特定技能2号への移行には試験の合格と実務経験が必要となる<sup>(9)</sup>。

橋本によると、農業分野での実習生が増加した背景には2つの要因があり、1つ目はこれまで農繁期の需要を支えていた家族労働者や近隣のパートなどの臨時労働者の高齢化によるもので、これに代わる常用雇用労働者として実習生を導入したこと、2つ目は農業経営体や専業農家による規模拡大の推進で、拡大した農地を維持するために一部の大規模農家が農業協同組合や事業協同組合を通じて実習生を導入し始めたことによるが、この場合、受入農家数は多くないが1戸当たりの受入人数が増加傾向にあるという〔松久2009：37-38、橋本2015：77-78〕。

このように実習生が農業分野での日本の人手不足を補う労働力として期待されているのは確かだが、技能実習生には日本人の労働者同様、日本の労働関係法令等が適用され、日本人と同等以上の賃金が約束されており、農業に関しては、労働基準法の労働時間、休憩、休日等に関する規定の適用除外があるが、他産業並みの労働環境を確保するため、外国人技能実習制度では基本的に労働関係法令の全ての規定を遵守・準拠しなければならないことになっている。また、健康保険・厚生年金（国民健康保険・国民年金）や労働保険（労災保険、雇用保険）への加入が必要であって<sup>(10)</sup>、農家には技能実習生に支払う給与（基本給・残業代・手当）以外に、監理団体へ支払う監理費用や受入・帰国に要する費用、社会保険等の雇用者負担などがあり、年換算で約230～280万円が掛かる。また、実習生の宿舍の増改築や日本語教育・試験対策、労務管理、書類の記帳、身の回りの世話などの追加的な経費や労働負担もしばしば発生するという〔坪田2018：159〕。これらのことから、技能実習が決して「安価な労働力」ではないことがわかるが、技能実習生側も、来日前に多額の借金をして母国の送出国に何らかの費用を支払っている者が多く、外国人技能実習機構および地方出入国在留管理局が2021年12月10日から22年4月末にかけて行った「技能実習生の支払い費用に関する実態調査」によると、インタビューを行った2184名（ベトナム930名、中国416名、インドネシア324名、フィリピン281名、ミャンマー125名、カンボジア108名）のうち、来日前に母国の送出国に対して何らかの費用を支払っている技能実習生の割合は85.3%、国別ではベトナムで97.8%、カンボジア97.2%、中国96.9%、ミャンマー91.9%、インドネシア87.7%と続くが、フィリピンは16.4%とかなり低かった。支払った金額の平均を国別で見ると、日本円換算で高い国から順にベトナム65万6,014円、中国57万8,326円、カンボジア57万1,560円、ミャンマー28万7,405円、インドネシア23万1,412円、フィリピン9万4,191円となっている。その内訳は派遣手数料、事前教育費用、保証金・違約金などであるが、なかには母国の送出国以外の仲介者に対して何らかの費用を支払っている者もあり、これらの支払いのために技能実習生の54.7%が来日前に母国で借金をしていたという<sup>(11)</sup>。

技能実習生の受け入れは受入機関の別により「企業単独型」と「団体監理型」の2つがあるが、農業分野においては農業協同組合（以下農協）や事業協同組合などの監理団体による「団体監理型」による受け入れだけで、その組合員・会員が「実

習実施者」となる。ただし、農協と事業協同組合の区別は明確ではなく、後者には農協が実習事業を独立させて設立した農協主体のものや地元農家等が集まって設立したもの、他産業から農業に参入してきたものもあるという [軍司 2017 : 35-36]。いずれにせよ、これらの監理団体は受け入れ直後、技能実習生に対し一定時間以上の入国後講習を技能修得活動の実施前に行わなければならない、ここではとりわけ日本語教育が重要視されている (写真 1)。また、実習実施者である受け入れ農家が技能実習計画に基づいて実習を適正に実施するよう、実習計画の作成指導をはじめ、監理責任者の設置、定時の訪問指導や監査、外部監査等の措置などの責を負うが<sup>(12)</sup>、設立の経緯によって受け入れ・監理のあり様は異なるという。2023 年末現在の農業分野の登録監理団体のうち、優良団体として 3 号実習生を取り扱うことができる「一般団体」に登録されているのは 1088 団体、それ以外の特定監理団体は 543 団体であるが、このうち農協を含め、農業分野の実習生のみを扱うのは前者が 58 団体、後者が 74 団体となっている (表 1)。しかし、農協以外の団体でも、そのほとんどは農協が関与して設立した事業協同組合か、農家のグループが設立した事業協同組合と考えられ [坪田 2018 : 165]、農業分野の技能実習生を受け入れる中心的な存

写真 1 日本での日本語教育の様子



(2023 年筆者撮影)

表 1 農業分野の実習生を扱う登録監理団体

		一般管理	特定監理	合計
全登録団体		1998	1672	3670
農業分野	農業分野の実習生も扱う (他分野もあり)	1030	469	1499
	農業分野の実習生のみ (農協除く)	38	42	80
	農業協同組合	20	32	52
合計		1088	543	1631

(外国人技能実習性機構「許可監理団体 (令和 5 年 12 月 22 日現在)」より筆者作成)

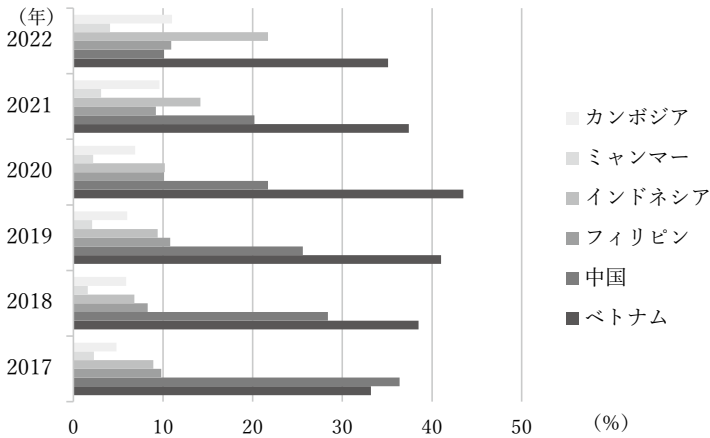
在は農協であることがわかる。地域に根差した農協は、農家の事情が分かるため取引費用が少なくて済み、他の経済活動を含めて採算が取ればいいため比較的安価な管理費用での実習生の斡旋が可能であるだけでなく、綿密な巡回指導による充実した管理の提供や、農業技術の指導、他の組合員との交流もできるなどといった利点がある。しかし、国際業務に慣れていない、意思決定に時間がかかる、組織が小さいと専門職員を置くことが難しいといった課題もあり [軍司 2017 : 36, 45-46、坪田 2018 : 165-166]、監理業務の負担が大きいため監理団体をやめる農協が増えているといった現場の声も聞いた。いっぽう事業協同組合は管轄区域のある農協とは異なり、地域を超えて実習生を斡旋することが可能であるため、実習生の斡旋を全国的に行っているものも少なくない。これらの多くは農業以外の業種に対する斡旋も行っており、都市部に事務所を置く傾向にある。また、事業協同組合にとって農家は顧客としての側面が強いため、さまざまな地域の受け入れ農家に、それぞれの希望に即した能力を身に付けさせた状態で実習生を斡旋しているという。監理費用は比較的高額であるが、月 1 回の巡回指導を充実させたり、農家に監理費用以外の要望をすることを極力避けたりすることで、たとえ高額な費用がかかってもこれらのメリットを求める大規模経営の農家では、事業協同組合を利用しようとする傾向がある [軍司 2013 : 305, 308-309]。

## (2) フィリピンの技能実習生の動向

先に述べたように、農業関係で技能実習計画認定の件数が多い国はベトナム、インドネシア、フィリピン、中国、ミャンマー、カンボジアの順であった。これを 2017 年まで遡って見ると、それまで 1 位だった中国にベトナムが 2018 年に逆転、2020 年にインドネシアがフィリピンに逆転しており、カンボジアからの農業実習生も増加傾向にあることがわかる (グラフ 2)。このような実習生の国籍別の割合に大きな変動が見られるようになったのは最近 5、6 年のことで、中国の国内賃金の上昇による応募者数や質の低下、またそれを見越して日本の監理団体等がベトナムやカンボジアといったまだ相対的に賃金の低い国で積極的に実習生候補の開拓をしてきたことがその要因であるという [坪田 2018 : 147]。いっぽうベトナムは高い若年者失業率に対して若年労働者を輸出して国内経済を安定させており、このような海外出稼ぎの推進によって自国経済を補完しようとする東南アジア諸国が日本の深刻な労働力不足に対する供給源となり、産業経済の衰退を抑止している。この意味において東南アジア諸国と日本とは、今のところ互恵的な相互補完関係にあるという [軍司 2020 : 20]。

これらの東南アジア諸国のうち、フィリピンはほぼ安定して 10%前後の農業分野の実習生を日本に送ってきているが、世界銀行の推計によるとフィリピンの 2022 年の人口は 1 億 1155 万 9009 人<sup>(13)</sup>、そのうち、フィリピン国家統計局 (Philippine Statistic Authority) の調べでは、2022 年 4～9 月の半年間に海外で働いていた労働者の数は約 196 万 3000 人で、渡航先は西アジアがその半数近くを占めるが、そ

グラフ2 農業関係の技能実習計画認定件数の送出国別割合 (%)



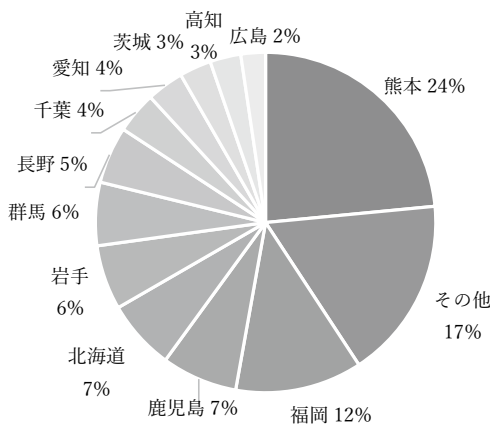
(外国人技能実習機構「統計」より筆者作成)

他のアジア地域では、日本が香港、シンガポール、台湾に次いで多く、2.9%を占めている<sup>(14)</sup>。フィリピンでは海外で働く労働者を OFWs (Overseas Filipino Workers) と呼ぶが、政府は、この OFWs の家族への送金が国家にとって貴重な外貨獲得手段といることから<sup>(15)</sup>、その送り出しを重視し国を挙げて支援を行っている。特にその中心的な役割を果たすのが労働雇用省 (DOLE: Department of Labor and Employment) の管轄下にある海外雇用庁 (POEA: Philippine Overseas Employment Administration) と海外労働者福祉庁 (OWWA: Overseas Workers Welfare Administration Overseas) で、POEA は OFWs の渡航に関わる管理業務、事前のオリエンテーションやセミナー、民間斡旋仲介業者の監督を行い、OWWA は OFWs とその家族に対する福祉・厚生に関わっている<sup>(16)</sup>。日本で働く技能実習生をめぐることは、技能実習生の送出しや受け入れに関する約束を定めることにより、技能実習制度を通じて日本からフィリピンへの技能等の移転を適正かつ円滑に行い国際協力を推進することを目的に、2017年にフィリピン政府との間で「日本国法務省・外務省・厚生労働省とフィリピン労働雇用省との間の技能実習に関する協力覚書 (Memorandum of Cooperation on the Technical Intern Training Program between the Ministry of Justice, the Ministry of Foreign Affairs and the Ministry of Health, Labor and Welfare of Japan and the Department of Labor and Employment of the Republic of the Philippines)」の署名が行われている。技能実習の管轄省庁については、2010年まで労働雇用省技術教育技能開発庁 (TESDA: Technical Education and Skills Development Authority) であったが、その後 POEA の管轄となり、また在京フィリピン大使館内にある海外労働事務所 (POLO: Philippine Overseas Labor Office) が実習生のモニタリングと保護を行うなど、積極的に支援を行っている。外国人技能実習機構によると、2023年11月

現在のフィリピンの政府認定送出機関は224社であったが、いずれも説明会などを通じて人材を募集し、選考試験や面接に合格した人には日本語教育を行い、求人票に基づき人材のプールから人選して技能実習生を送り出しており、日本語教育などの人材開発コストは全て日本企業が負担するが、その分求められる人材のレベルも高く、派遣までの全過程で個々人の能力や態度を細かくチェックし質の高い人材の確保に努めているという。そのいっぽうでPOEAやPOLOなどの公的機関における書類審査が厳しく時間を要することになり、日本企業が求める時期に人材が派遣できないという問題も生じているという<sup>(17)</sup>。しかし、堀口によると、こうしたフィリピン政府の規制が海外で就労するフィリピン人の負担を少なくすることに成功しており、彼らが大きな借金をしてまで応募することはあまりなく、また、雇用者側が来比して選抜や雇用条件の説明をするなど十分な準備のもとで行われるため、日本に来ての仕事の慣れ方も順調でトラブルが少ないという。ただし、受け入れる側にとってはその分、出国前の準備費用や研修のコスト、帰国時の飛行機代などの負担が大きくなる [堀口2017:191]。

全体的に見て、農業分野の実習生の国内の就労先については茨城県、熊本県、北海道、千葉県、群馬県が多かったが、フィリピン人実習生の場合は若干異なっており、技能実習計画認定件数では熊本県、福岡県、鹿児島県、北海道と続く(グラフ3)。ただし、1位の熊本県でも技能実習生が一番多いのはベトナムでその約半数を占め、中国、フィリピン、カンボジア、ミャンマーと続くが、ここでも中国からの技能実習生の減少が顕著で、カンボジアへの転換がなされており、概して、比較的所得水準の高い国の比率が低く、所得水準の低い国の比率が高くなる傾向にあるという [水野2020:54]。そういった意味においては、比較的受け入れコストの高いフィリピン人農業実習生が将来的に他国の実習生に転換される可能性も高く、1位

グラフ3 都道府県別フィリピン人農業実習生



(外国人技能実習性機構「都道府県別 職種別 技能実習計画認定件数(フィリピン)(令和4年度)」より筆者作成)



の熊本県でもフィリピン人が農業分野の主要な戦力であり続けることができるかどうかは疑問である。

いっぽう近年の深刻な人手不足等を背景に、数は少なくとも、地方自治体が外国人材の受け入れ体制の整備を進めるケースが増えてきている。とりわけ農業の分野では農業従事者の高齢化が深刻であるが、2022年の高齢化率が秋田県（38.6%）に次いで高い高知県（36.1%）では<sup>(18)</sup>、外国人材の確保を推進し、受け入れた人材の生活を支え定着および活躍の促進を図る環境整備に取り組むことで、各産業分野の人材確保に努める「高知県外国人材確保・活躍戦略」を策定している。実際、高知県では人手不足に伴う外国人労働者が増加しており、2022年10月末時点での外国人労働者数は3783人、その内訳は農林漁業1095人（28.9%）、製造業711人（18.8%）、卸売業・小売業615人（16.3%）、建設業296人（7.8%）となっており、国籍別ではベトナム1482人（39.2%）、フィリピン577人（15.3%）、インドネシア513人（13.6%）、中国358人（9.5%）である。しかし、専門的・技術的分野の外国人材の割合は全国より低く（高知：20.2%、全国：26.3%）、技能実習の割合が高くなっており（高知：55.8%、全国18.8%）、とりわけベトナム人の79.3%は技能実習生であった。いっぽう特定技能では、334名のうち、農業（166名）と飲食料品製造業（34名）がその大半を占めていた。しかも、実習生を受け入れた1017事業所のうち約7割が労働者30人未満の小規模事業所である。このような状況において高知県では、今後も技能実習は受け入れ増加、特定技能も技能実習からの移行による増加が見込まれるが、賃金水準が都市部に比べて低い高知県が外国人材から「選ばれる高知県」となるためには、高知で働く外国人材の満足度をさらに高め、賃金以外の面での魅力を向上させていくことが必要であるとの観点から、このような戦略を策定しているのだという。海外から優秀な人材を確保するための戦略の一つとしてあげられる人材送出国との関係構築・連携については、フィリピン、ベトナム、インド、ミャンマーの4つの国・地域との連携強化により長期的・安定的な人材受け入れを目指す、これらのうち最も早い時期から高知県と交流があるのは、フィリピンのルソン島北部にあるベンゲット州（Benguet Province）で、1975年に高知県の姉妹県州となり、1997年からはベンゲット州から農業分野の技能実習生を受け入れているが、今後はこの農業分野での交流を継続しつつ、他分野での連携の可能性も探っていくという<sup>(19)</sup>。

## 2 高知におけるフィリピンの農業実習生

### (1) 高知県の農業の動向と農業分野の実習生の受け入れ

高知県は総面積の84%が森林だが、年間日照時間が長く年間降水量も多いことから、温暖で多日照の気候条件を活かした収益性の高い施設園芸農業（野菜・果樹・花卉のハウス栽培）が発展しており、全国屈指の施設園芸産地となっている。園芸

の中でもミョウガ、ナス、シシトウ、生姜、ニラ、柚子、グロリオサ（花卉）などの農産物は全国第1位のシェアを誇っており、キュウリ、ピーマン、オクラ、小ネギ、アールスメロン、フルーツマト、ユリ、文旦なども高知県を代表する園芸品目である。温暖といっても、平野部では冬も暖かく温暖だが、山間部の冬の寒さは厳しく雪が積もることもあり、それぞれの地域の特性を活かした農業が展開されていて、平野部では水稻の早期栽培や野菜を中心とした施設園芸が、山間部では涼しい気象条件のなか特色のある野菜、果樹、茶や肉用牛などの生産が行われている<sup>(20)</sup>。しかし農業を取り巻く環境は厳しく、農業経営体は2005年から20年にかけて約41%減少しており、個人経営体の基幹的農業従事者に占める65歳以上の割合も58.3%から63.6%へ増加している<sup>(21)</sup>。

こうした高齢化や人手不足に対し外国人材の活躍が期待されるが、先に述べた賃金水準が都市部に比べて低い高知県が外国人材から「選ばれる高知県」となるための方策としての人材送出国との関係構築・連携において、その一役を担うのは国際交流であろう。上述のベンゲット州と高知県とは50年近い交流があるが、そのきっかけとなったのは高知県の1974年度の事業「第4回高知県青年の船」で、1967年に青年海外協力隊員としてシイタケ栽培の指導のためにベンゲット州に赴任し、帰国後も交流を続けてきた須崎市出身の吉川浩史氏の提案で、この地を訪問したことにある。州政府は、遺骨収集団以外に、このような奥地にあるベンゲット州を訪れる日本人の団体はほとんどなく、「高知県青年の船」のような一般の人の来訪は友好親善として望ましいとして歓迎した。その際、バギオに住んでいた日系2世のシナイ・濱田氏（Sinai Hamada）とその娘のドロシー氏（Dorothy）から姉妹県州として提携することを提案されたが、高知県はそれを受け、翌1975年に調印を行った。その後、州知事や州議会議員の訪問、農業技術等の海外技術研修員の受け入れなど行政レベルでの交流が行われたが、1995年には県民挙げての交流を推進するために「高知県・ベンゲット州姉妹交流推進会議」を設立した。また、県では海外技術研修員の受け入れや農業専門家の派遣など農業関係等の技術援助を行っており、1997年からは民間組織による農業研修生等の受け入れも開始された。この受け入れは、姉妹県州の提携の際の具体的な交流案のなかにあった「農民同士の交流」に係わるものであったが、その後22年間、具体的な活動案やスポンサーがなかなか決まらず、実現することはなかった。しかし1997年2月に前述の吉川浩史氏が農家とJA土佐くろしおのメンバー10数人とで州を訪問、その際に日本人の日常生活の紹介と高知県の農業現場の人手不足の解決を目的に農業研修生の受け入れ事業を推進することが確認された。ここでは「農家の営農を助ける」という意味で農協が受け入れ窓口となり、その年の6月にはJA土佐くろしおとベンゲット州との間で農業研修の派遣受け入れ協定が提携され、以後、JA土佐くろしおは須崎市で58名の研修生を受け入れたが、農協の組合員から「本事業は農協活動の平等性を欠落している」という指摘がありこの事業から撤退、2004年からはくろしお農業振興協同組合がそれに代わって受け入れすることになったという<sup>(22)</sup>。2007年より

東部農振協同組合もこの受入れ事業に参画したが、現在（2023 年末）は監理団体として登録されていない。

高知県内にある技能実習生の監理団体は 2023 年末で一般が 14 団体、特定が 10 団体あるが、そのうち農業分野の実習生を扱う監理団体はそれぞれ 10 団体、3 団体である。これらのうちフィリピン人を受け入れているのは 4 団体のみで、もちろん実習生の斡旋を全国的に行っている事業協同組合もあるが、地域密着、農業に特化ということであれば、ここでは農業ネットワーク高知協同組合とくろしお農業振興協同組合の 2 つがそれに該当する（表 2）。このうち、農業ネットワーク高知協同組合は 2019 年に農業関係者で立ち上げた監理団体で香美市にその事務所があり、理事長は農協の OB だが、フィリピンのベースは南部のミンダナオ島のような。くろしお農業振興協同組合は、先の吉川浩史氏が 2003 年に立ち上げたもので事務所は須崎市にあり、2021 年よりその娘さんが父親に代わって代表理事を務めており、組合員数は 64 人である。現在は covid-19 の影響でインドネシア、インド、ベトナムからも実習生を受け入れることにしているが、インド人の受け入れ実績はまだなく、イスラーム教徒のインドネシア人についても敬遠されがちで数は少ないという。そのため、主たる受け入れ先は以前と同じベンゲット州で、2023 年現在、受け入れた研修生・実習生・特定技能の数は 895 名、そのうち 98 名が主に高知県下のハ

表 2 高知県の農業分野を扱う監理団体

	監理団体名	受 入 国	対象職種
一 般	協同組合土佐メロン会	インドネシア・ミャンマー・ベトナム	他分野有
	くろしお農業振興協同組合	インドネシア・インド・フィリピン・ベトナム	農業分野
	高知アグリファーム協同組合	カンボジア・東ティモール・ベトナム	農業分野
	高知企業支援協同組合	中国・カンボジア・ベトナム	他分野有
	ゴールデン・トップ協同組合	ベトナム	他分野有
	こころ協同組合	中国・インドネシア・カンボジア・ミャンマー・フィリピン・ベトナム	他分野有
	人材支援協同組合	インドネシア・ミャンマー・モンゴル・フィリピン・ベトナム	他分野有
	土佐ふれあい協同組合	中国・インドネシア・カンボジア・ミャンマー・タイ・ベトナム	他分野有
	農業ネットワーク高知協同組合	インドネシア・ミャンマー・フィリピン・ベトナム	農業分野
	ハンズ協同組合	インドネシア・ミャンマー	他分野有
特 定	サポートスタッフ協同組合	ベトナム	他分野有
	土佐経済交流協同組合	中国・インドネシア・カンボジア・ミャンマー・ベトナム	他分野有
	MY 協同組合	中国・インドネシア・インド・ベトナム	他分野有

（外国人技能実習性機構「許可監理団体（令和 5 年 12 月 22 日現在）」より筆者作成）

ウス園芸、果樹園など50の農家で実習中であるが(写真2)、実習先は事務所のある須崎市が多い(図1、表3)<sup>(23)</sup>。受け入れ農家の状況によっても異なるが、彼らの多くは農家が借りた宿舎に数人で共同生活をしており、自転車で作業場に通うが、家から近い場合は、昼休みは宿舎に帰って昼食をとっている。基本は自炊だが、比較的近いところにスーパーがあるので日常の買い物には困らないようである。同じ集落で働く彼らの多くは同じ地域、あるいは同じ村落出身の「顔の見える関係」であり、ここではさまざまな情報が交換され、こうした情報は後に続く後輩たちにも共有され伝達されていくという。

写真2 ミョウガのハウスで働く実習生



(筆者撮影)

図1 高知県



表3 研修先と受入数<sup>(24)</sup>

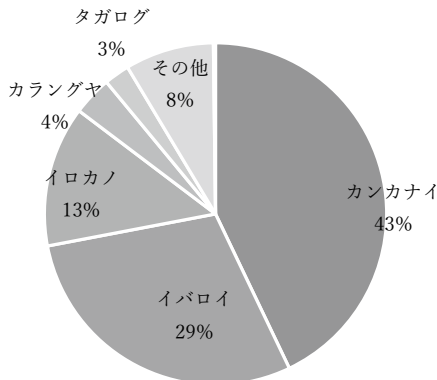
研修先	フィリピン	
	男	女
須崎市	57	3
香美市	5	—
香南市	5	1
高知市	1	—
四万十町	—	4
四万十市	3	—
宿毛市	4	—
合計	75	8
ベトナム (男性)		
須崎 6 香美 3 香南 1		
インドネシア (男性)		
須崎 5		

## (2) 日本の地方と先住民社会との結びつき

高知県とベンゲット州は姉妹県州の関係にあり、高知県ではくろしお農業振興協同組合が中心となってベンゲット州から多くの農業実習生を受け入れてきたことはすでに述べた。実は、このベンゲット州はフィリピンの先住民が多く暮らす地域で、州の北部にはカンカナイ族 (Kankanay) 南部にはイバロイ族 (Ibaloy) が主として住んでいるが、実習生のほとんどはこの先住民である (グラフ4)。フィリピンは約110の民族言語グループからなる多民族国家であるが、これらのうち、低地に住むキリスト教化された人々がその多数派で、それ以外の約1割が「先住民」と見なされている。彼らは歴史的に、多数派の低地キリスト教民たちから差別され、政治的、経済的に周縁化されてきた人々で、その多くは南部のミンダナオ島とルソン島北部に集住しているが、ベンゲット州はこのルソン島北部にある。ここは、その中央にコルディリエラ山脈 (Cordillera Central) が縦断する山岳地帯で、先述のカンカナイ族、イバロイ族とともにイゴロット *Igorot* と総称されるさまざまな先住民が住んでおり、ここには、彼らの住むアパヤオ州 (Apayao)、カリンガ州 (Kalinga)、アブラ州 (Abra)、マウンテン州 (Mountain)、イフガオ州 (Ifugao) とベンゲット州の6州と、ベンゲット州に位置する高度都市化市バギオ (Highly Urbanized City Baguio) とで、行政の単位としてのコルディリエラ行政地域 (CAR : Cordillera Administrative Region) が設けられている (図2)。

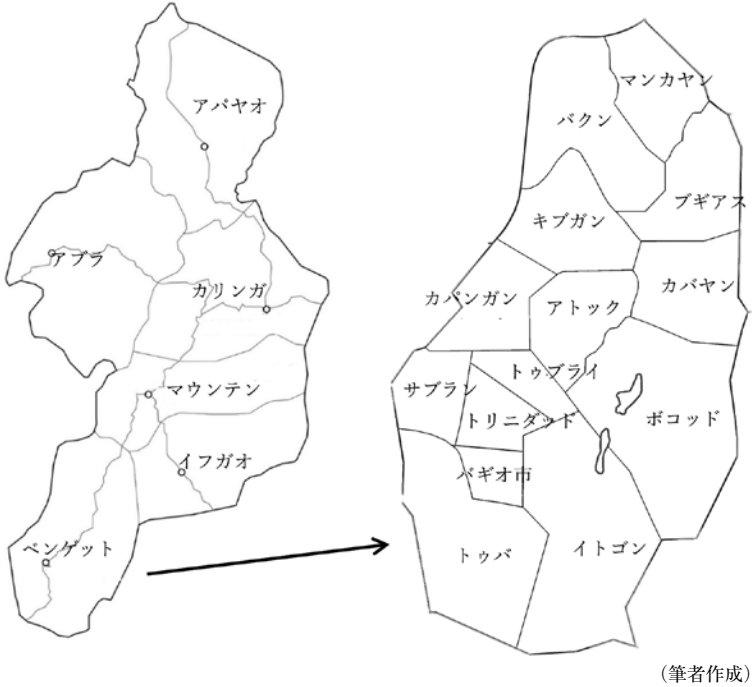
ベンゲット州の主要な産業は農業、鉱業、卸売・小売業であるが (グラフ5) [PSA 2023 : 92]、この地は急峻な山岳地帯のため外界とのアクセスが困難で、比較的最近まで、伝統的な農業を営み、孤立した生活を送る者が多かった。しかし近年のグローバル化の影響によって、彼らの生活空間も村から町へ、マニラへ、そして海外へと広がりつつある。特に、その先鞭を着けたのは女性で、これまでも多くの女性

グラフ4 ベンゲット州の主たる民族が占める割合



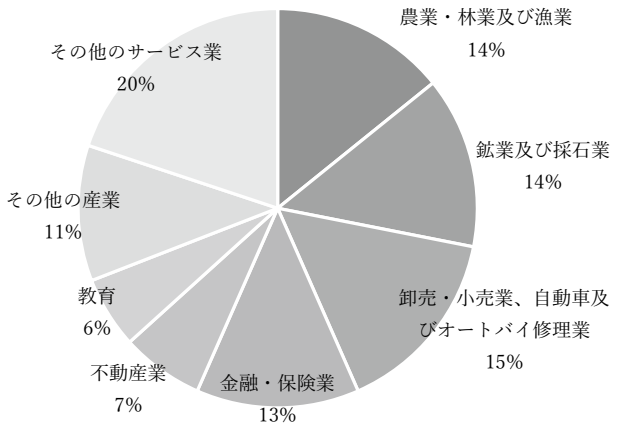
(国勢調査2020をもとに筆者作成)

図2 コルディリエラ行政地域 (CAR) とベンゲット州の町・市



(筆者作成)

グラフ5 ベンゲット州の産業別国内総生産 (2022年)



(PSA 2023 のデータをもとに筆者作成)

が家内労働や看護師、介護士などの専門職として海外に排出されてきた。しかし、これらの職種、とりわけ専門職は英語が堪能、さらには専門的な知識を習得していることが必要であり、その点で CAR は男女とも高等教育を受けている者の比率が

高いが [PSA 2019: 19-20]、そうした子供に高等教育を受けさせることのできる比較的豊かな家族の成員が CAR では OFWs となった [森谷 2010: 34]。いっぽう伝統的な農業である水田稲作農耕や焼き畑栽培に従事するイゴロットたちは、かつては農閑期に女性が畑での作業に従事し、男性が近隣の州の鉱山などに出稼ぎに行くことが多かったが、今では労働力不足が深刻化する国で単純労働者として働くことができるようになり、とりわけ農業を生業とする勤勉なイゴロットは重宝がられているという。彼らが海外へ働きに行く直接の動機は、農作物の不作や家族の病気、事故など経済的に困難な状況から抜け出すため、あるいは国内に就職がない、より多くの知識と高度な技術を得るためなどさまざまであろうが、その最大の魅力は給料の高さであり [森谷 2010: 38]、実際、高知県で実習生として得られる賃金はベンゲット州の約 10 倍にもなるという<sup>(25)</sup>。

日本でベンゲット州の先住民を受け入れているのは、くろしお農業振興協同組合以外に、東京都の国際農業者交流協会や愛媛県の協同組合ファームアグロプロセッシングがある。このうち国際農業者交流協会は、1988 年に国際農友会と農業研修生派米協会を解散統合し設立されたもので、農業青年の海外派遣や開発途上国等海外諸国の農業研修生の受入れなどを主に行っている。当協会はフィリピンで、2007 年 4 月～19 年 11 月まで JICA 草の根技術協力事業を通じ、環境に配慮した安全な野菜栽培の技術普及と農産物の流通改善に取り組んだが、このプロジェクトによる技術の普及効果を高めるため、2008 年から対象地域でありかつ高原野菜の産地であるベンゲット州の若手農業者を日本に招き、高原野菜の産地として有名な長野県八ヶ岳地域の農家において技術と知識を習得することで、地域の農業発展に貢献してもらうことを目的に、技能実習生の受入事業を始めたという<sup>(26)</sup>。いっぽう愛媛県の協同組合ファームアグロプロセッシングは 2007 年の設立で、愛媛県と高知県の農業・畜産食料品加工を営む経営者が組合員となって出資し運営されている農業関連に特化した組合で、ベトナム・インドネシア・カンボジアからも実習生を受け入れているが、急勾配の山間部で生活するベンゲットの人々は足腰がとても強く、段々畑でみかんを栽培する農家は彼らに安心感を抱くという<sup>(27)</sup>。

これらの団体に対し、最も長い期間、彼らを受け入れてきたのはくろしお農業振興協同組合であるが、この受け入れは、ベンゲット州とくろしお農業振興協同組合との間で交わされた若手農業者交流事業 (Young Farmers Exchange Program) に関する覚書に基づくものである。その目的は、日本での技能実習を通して農業に携わる若者たちへ日本の技術・技能を移転しベンゲット州の農業を発展させることにあるが、実際に、その多くが日本で学んだことを生かしてベンゲットでも活躍しているという。最近になって、この交流事業はベンゲット州と、くろしお農業振興協同組合、国際農業者交流協会との間で更改されたが、州の担当所管である地方農政事務所 (Office of the Provincial Agriculture) の担当官によれば、長期間にわたりこの交流事業が続いたのは、たとえ途中で法律や政策が変わっても、依然としてベンゲットからの実習生を受け入れたいと思ってくれる日本の農家があるというこ

とであり、このことは自分たちの誇りでもある」という<sup>(28)</sup>。くろしお農業振興協同組合では、JA 土佐くろしおの時代の受け入れを含め 2023 年までに 22 期生、合計 605 名の実習生を受け入れており、実習生のそれぞれの出身地は町により若干の多寡はあるが、いろいろな地域から比較的まんべんなく受け入れていることがわかる（表 4）。ここで特筆すべきことは、全体の受け入れ数に対する強制送還（1 人）や失踪者（5 人）の数の少なさで、失踪者には 2002 年の受け入れグループ以来、2017 年までゼロだった。これについては、監理団体や受け入れ農家の努力はもとより、長年にわたり同じ地域から受け入れているため地域の人々も彼らの事情をよくわかっており、また、実習生の側も、狭い社会である村落から来た彼らにとって「失踪したらたちまち噂となって故郷の家族や親族が非難されたり、悪い評判が立つと次の選抜に影響したりする」といったような心配が共同体規制として働く、あるいは実習生の選考に行政が関わっているといったことも、その要因の一つであると考えられる。いっぽう監理団体は、こうした失踪以外にも、受入れ農家

表 4 ベンゲットの町ごとの実習生の数（人）<sup>(29)</sup>

町名	町の人口 (2020 年)	男	女	町村	町の人口 (2020 年)	男	女
アトック	19218	56	6	キブガン	17051	37	11
バクン	14535	43	10	トリニダッド	137404	34	11
ボコッド	14435	18	7	マンカヤン	37233	25	7
ブギアス	44877	64	15	サブラン	11588	57	6
イトゴン	61498	25	7	トゥバ	48312	21	1
カバヤン	15806	39	4	トゥプライ	19429	35	10
カパンガン	19297	51	5	合計		505	100

写真 3 ベンゲット州でハウス栽培をする元実習生



(現地 NGO 提供)



や実習生が起こすさまざまなトラブル、日本やフィリピン側の度々の法改正への対応などさまざまな問題を抱えるが、これに対しては、長年に渡り培ったフィリピンでの人脈や在マニラ日本国大使館にも協力を仰いだり、ベンゲット州から受け入れしている他の組合と横の連携を取って協力し合ったりすることで解決しているという。

賃金については、厚生労働省の「令和4年賃金構造基本統計調査の概況」によると、技能実習生の2022年度の給与の相場は17万7,800円だが、他の外国人労働者の平均賃金22万8,100円と比べると7万円以上低い<sup>(30)</sup>。そのうえ高知県では、最低賃金が他の多くの地域よりも低い897円であるため、一か月30日で週休2日働く場合の給与は約158,000円とさらに安くなる。また、これに時間外労働や休日出勤の手当てが加わるが、そこから税金や各種保険料、食費・居住費、水道光熱費や通信費などが控除されるため、手取りの金額はもっと低くなる。失踪原因の一つに残業時間の不適正や割増賃金の不払い、契約賃金違反などといった給料の問題があることはすでに述べたが、ベンゲット州の場合、日本に関する情報や作業内容も含め、これらの情報は家族や親族、出身地の友人などから事前に得ることが多く、このこともまた彼らの間で失踪者が少ない理由であろう。それでもベンゲットでの収入に比べれば、研修中に得た資金で自身やその家族、村までもが潤うという。ベンゲットから来た実習生たちは、帰国後、現地でその資金を元手に就農し、新たにハウス栽培を出かけるなど起業する者も多く（写真3）、もっとお金を稼ごうとさらに他国へ出稼ぎに出る者もいる。

## おわりに

農業従事者の減少と高齢化は日本の抱える深刻な課題であり、外国人材の受け入れに大きな期待が寄せられているが、技能実習制度の抱える大きな問題の一つである失踪については、過去5年間で（2018～2022年）、農業分野の失踪者が建設関係に次ぎ2番目に多い。そのいっぽうで、国籍別で見るとフィリピン出身の失踪者はずっと少なく、実習先の都道府県別でも高知は低いほうである<sup>(31)</sup>。これらのことから、もちろん実習生の受け入れ人数が異なるため一概には言えないが、高知県のフィリピン人実習生は他の実習生に比べ、問題が少ないことがわかる。

とはいえ、比較的安定しているフィリピンからの実習生も、円安の日本で働く魅力が低下するなか、日本と開発途上国間の賃金格差が減少していけば、今後、十分に集まらない可能性もでてくる。このような状況においてJICAは「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向け、農業・農村開発分野の取組みとして、農林水産、食料・栄養分野における関係省庁、政府機関、大学／研究機関、民間企業／業界団体、市民社会、国際機関駐日事務所及びJICA関係者による途上国及び日本の課題解決のための情報共有・連携促進を目的とする「JICA食と農の協働プラットフォーム（JICA Platform for Food and Agriculture）」を設立、そのフォーラムで日本国

際交流センターが、先に述べた「トリプルウィン農村事業」を提唱したのだが、本論文でとりあげたくろしお農業振興協同組合はその好例であり<sup>(32)</sup>、自らの青年海外協力隊派遣の縁からベンゲット州と高知県をつなぎ、農業分野の外国人実習生の人材育成・交流に長年取組んできた本組合の吉川浩史元代表理事は、日本とフィリピン、フィリピンの先住民の実習生、高知県の事業参加者である農家の全てのエンパワメントを実現するために尽力した先駆者といえるだろう。

ここでは、何かと負の面が強調されがちな技能実習制度を利用することで地域の農業を維持し、両国の行政を巻き込み、姉妹県州として県が海外技術研修員の受け入れや、農業専門家の派遣など農業関係等の技術援助を行うことでその関係を築き上げてきた。いっぽう技能実習制度には、技能実習生の高額な費用負担による借金や、パワハラや残業代未払い、不当解雇などの人権侵害等さまざまな問題があるが、必ずしも日本で働く技能実習生が人権侵害の「被害者」になるわけではなく、彼らは、浅野らのいう「自らの意志で「生命＝生活」の発展的再生産を模索し、単なる被害の客体としてではなく、自ら意欲し、行為し、発達する主体」[浅野編 2007: 44]、あるいはコンスタンブルのいう「自らの意思で自分たちの人生を切り開く主体」でもあり (cf. Constable 2007)、事実、日本での技能実習で得た給与を元手に新たな農業ビジネスを経営し、そこに、低地キリスト教民を農業労働者として雇用することで、さらなる経営の拡大を可能にしている者もあった (cf. 森谷 2023)。これまで、先住民の多くは「技術革新や産業構造の再編、雇用形態の変容により、職業階層と所得の二極分化が進むなか先住民も雇用者として平地民の労働市場に参加するようになったが、平地民と比べて先住民が底辺に位置付けられており、低賃金で不安定な下層労働や職業威信体系のなかで周回の職に就労し、その結果、生活が窮乏化する」とされてきたが [吉田 2018: 17-18]、経済のグローバル化によって、今では先住民たちも比較的容易に海外に働きに出られるようになり、彼らは単に経済的な豊かさを得ただけでなく、かつて先住民を差別し、偏見の目で見ていた低地キリスト教民の雇用者となるという社会関係の逆転まで起こすようになった。このような農業ビジネスがいつもうまくいくとは限らないが、彼らは技能実習というチャンスを生かし、さまざまなリスクを冒しながらも、自らの意思で自分たちの人生を切り開く主体として国際移住労働を一つの生業戦略として利用し、故郷で新たなビジネスを展開しており、そうした彼らの行動が今や「伝統的」な社会に大きな変容をもたらしつつあることがわかる (cf. 森谷 2023)。

農業分野における外国人材の受け入れは、すでに雇用する農家だけの問題ではなく、地域の基幹産業である農業を支える担い手として、また、地域で共に生活する者として地域全体で考えるべき問題になりつつあり、このような現状を踏まえ、「現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とした新たな制度を創設する」とする技能実習制度・特定技能制度の見直しについては、現場が混乱することのないよう慎重に進められなければならないだろう。

なお、本研究は、2020～22年度科学研究費補助金（基盤研究（C））「先住民の出稼ぎ労働をめぐる国際移動・国内移動」（課題番号 20K01221）による研究成果の一部である。

〔注〕

- (1) 2022 年末現在、324,940 人（出入国在留管理庁 HP より、[https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13\\_00033.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00033.html)、2023 年 12 月 16 日アクセス）。
- (2) 法務省技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム「調査・検討結果報告書（平成 31 年 3 月）」より（<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004165.pdf>、2023 年 12 月 16 日アクセス）。
- (3) 出入国在留管理庁「技能実習生の失踪者数の推移」より（<https://www.moj.go.jp/isa/content/001362001.pdf>、2023 年 12 月 16 日アクセス）。
- (4) 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（第 1 回）資料「技能実習制度に対する国際的な指摘について（外務省資料）」より（<https://www.moj.go.jp/isa/content/001385807.pdf>、2023 年 12 月 16 日アクセス）。
- (5) 出入国在留管理庁「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書」より（[https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03\\_00033.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00033.html)、2023 年 12 月 16 日アクセス）。
- (6) 国際協力機構「途上国農村と日本の地域が持続的に発展するモデルとは—技能実習×農業×ODA の連携を考えるフォーラム開催—」より（[https://www.jica.go.jp/Resource/information/seminar/2019/20190719\\_01.html](https://www.jica.go.jp/Resource/information/seminar/2019/20190719_01.html)、2023 年 12 月 16 日アクセス）。
- (7) 外国人技能実習機構 HP「令和 4 年度業務統計」より（[https://www.otit.go.jp/gyoumutoukuei\\_r4/](https://www.otit.go.jp/gyoumutoukuei_r4/)、2023 年 12 月 16 日アクセス）。
- (8) 農林水産省 HP（1）基幹的農業従事者より（[https://www.maff.go.jp/j/wpaper/w\\_maff/r3/r3\\_h/trend/part1/chap1/c1\\_1\\_01.html](https://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/r3/r3_h/trend/part1/chap1/c1_1_01.html)、2023 年 12 月 16 日アクセス）。
- (9) 国際人材協力機構 HP「在留資格「特定技能」とは」より（<https://www.jitco.or.jp/ja/skill/>、2023 年 12 月 16 日アクセス）。
- (10) 農林水産省 HP「農業分野における外国人の受け入れについて」より（<https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/#ginoujissyuu>、2023 年 12 月 16 日アクセス）。
- (11) 出入国在留管理庁 HP「技能実習生の支払い費用に関する実態調査の結果について」より（<https://www.moj.go.jp/isa/content/001377469.pdf>、2023 年 12 月 16 日アクセス）。
- (12) 注(8)と同じ。
- (13) The World Bank Data より（<https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.TOTL?locations=PH>、2023 年 12 月 16 日アクセス）。
- (14) Philippine Statistic Authority “2022 Survey on Overseas Filipinos” より（<https://www.psa.gov.ph/statistics/survey/labor-and-employment/survey-overseas-filipinos>、2023 年 12 月 16 日アクセス）。
- (15) 世界銀行の移住に関するシンクタンクである KNOMAD（The World Bank’s Global Knowledge Partnership on Migration and Development）によると、フィリピンの 2022 年の海外からの送金総額はインド、中国、メキシコに次いで世界第 4 位で、国内総生産（GDP）の約 1 割を占めているという（<https://www.knomad.org/data/remittances>、2023 年 12 月 16 日アクセス）。
- (16) POEA および OWWA HP より（<http://www.poea.gov.ph/>、<https://owwa.gov.ph/>、2023 年 12 月 16 日アクセス）。
- (17) JICA 農村開発部調査報告資料「外国人材の各国制度をとりまく状況と課題」より（<https://>

www.jica.go.jp/information/seminar/2019/ku57pq00002lvq1z-att/20200116\_01\_03.pdf、2023年12月16日アクセス。

- (18) 内閣府「令和5年版高齢社会白書」より ([https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2023/zenbun/05pdf\\_index.html](https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2023/zenbun/05pdf_index.html)、2023年12月16日アクセス)。
- (19) 高知県 HP 「高知県外国人材確保・活躍戦略 ver.3」より (<https://www.pref.kochi.lg.jp/sos-hiki/151301/2023032300243.html>、2023年12月16日アクセス)。
- (20) 高知農業公社 HP より (<http://www.kochi-apc.or.jp/climate.php>、2023年12月16日アクセス)。
- (21) 高知県農業振興部「令和5年度 高知県農業の動向（主要指標）」参照。
- (22) 高知県・ベンゲット州姉妹交流推進会議「高知県・ベンゲット州姉妹提携30周年記念誌」（2006年）および高知県国際交流協会「高知県ベンゲット州友好新聞10」（2008年3月発行）、高知県文化生活スポーツ部文化国際課「令和4年度高知県の国際交流」（2023年）、JiPFA 第1回地方創生分科会の吉川浩史氏の報告資料「協力隊経験の縁から繋いだフィリピンとの人材育成の還流について」を参照。
- (23) 吉川翠氏作成の報告資料「外国人との共生とこれから」（2023年10月25日）および2023年10月27日の同事務所での聞き取り調査より。なお本論文のくろしお農業振興協同組合に関する説明は、特に断りのない限りこの聞き取り調査による。
- (24) 吉川翠氏作成の報告資料「外国人との共生とこれから」（2023年10月25日）より筆者作成。
- (25) JiPFA 第1回地方創生分科会の吉川浩史氏の報告資料「協力隊経験の縁から繋いだフィリピンとの人材育成の還流について」を参照
- (26) 国際農業者交流協会 HP より (<https://www.jaec.org/asia/TITP/#>、2023年12月16日アクセス)。
- (27) 協同組合 ファームアグロプロセッシング HP より (<https://www.farm-agro-processing.com/>、2023年12月16日アクセス)。
- (28) フィリピンのニュースサイトより (<https://www.pna.gov.ph/articles/1045628> および <https://www.baguimidlandcourier.com.ph/benguet-farmers-top-choice-in-japan-farms/>、いずれも、2023年12月16日アクセス)。
- (29) 2023年10月27日の同事務所での聞き取り調査および2020年国勢調査より筆者作成。
- (30) 厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査の概況」より (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2022/dl/13.pdf>、2023年12月16日アクセス)。
- (31) 出入国在留管理庁「公表情報」より ([https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07\\_00138.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00138.html)、2023年12月16日アクセス)。
- (32) 注(6)と同じ。

## 《参考文献》

浅野慎一編著

2007 『日本で学ぶアジア系外国人—研修生・技能実習生・留学生・就学生の生活と文化変容—』大学教育出版。

Constable, Nicole

2007 *Maid to Order in Hong Kong: Stories of Migrant Workers*. Second Edition, Cornell University Press.

軍司聖詞

2013 「外国人技能実習生の受け入れにおける事業協同組合の役割」『農村計画学会誌』32：305-310。

2017 「タイプ別地域別にみた外国人技能実習生の受け入れと農業の結合」堀口健治編『日本

## 農業分野の技能実習制度と高知で働くフィリピン先住民の関係性

の労働市場開放の現状と課題：農業における外国人技能実習生の重み』筑波書房。

2020 「東南アジア諸国における日本の外国人農業労働力調達制度の役割」『国際農業協力』42-2/3：20-26。

橋本由紀

2015 「技能実習制度の見直しとその課題—農業と建設業を事例として」『日本労働研究雑誌』9月号 (No.662)：76-87。

堀口健治

2017 「政府の規制強化が効果を上げるフィリピン」堀口健治編『日本の労働市場開放の現状と課題：農業における外国人技能実習生の重み』筑波書房。

松久勉

2009 「農業分野の外国人研修生、技能実習生の実態」『農村と都市をむすぶ』59-1 (通号687)：31-39。

水野敦子

2020 「日本の農業分野における外国人技能実習生の受け入れ—熊本県阿蘇の事例を中心に—」『韓国経済研究』17：51-63。

森谷裕美子

2010 「周縁に生きる人々と国際移動—フィリピン先住民社会における看護師の国際移動とジェンダー—」『国際ジェンダー学会誌』8：25-45。

2023 「フィリピンの先住民社会における国内移動と文化変容」『跡見学園女子大学文学部紀要』58：103-124。

PSA: Philippine Statistics Authority

2019 *2018 National Migration Survey*.

2023 *2018 to 2022 Provincial Product Accounts Cordillera Administrative Region*.

坪田邦夫

2018 「農業の外国人材受け入れの課題 (1)」『農業研究』31：135-170。

吉田舞

2018 『先住民の労働社会学—フィリピン市場社会の底辺を生きる』風響社。

## その他の参考資料

高知県国際交流協会「高知県ベンゲット州友好新聞10」(2008年3月発行)

高知県農業振興部「令和5年度 高知県農業の動向 (主要指標)」

高知県文化生活スポーツ部文化国際課「令和4年度高知県の国際交流」(2023)

高知県・ベンゲット州姉妹交流推進会議「高知県・ベンゲット州姉妹提携30周年記念誌」(2006)